

現代美術館 サテライト会場「space」 展覧会 大岩雄典 「渦中のP」



目 [mé] 《space》 撮影:小山田邦哉

7月より、アーティスト 目 [mé] が一軒の空き家を改装した作品「space」を美術館のサテライト会場とし、若手アーティストの作品を紹介します。

初回は、主にインスタレーション・アート（空間芸術）を制作する大岩雄典さんの個展を7月1日(金)から9月4日(日)まで開催します。

大岩さんは美術館で初の作品発表となる本展のために、「space」とその周辺の市街地の空間が持つ性質を注意深く観察し、ドラマ（劇）、鑑賞者の行為や動線、展覧会の制度との一種の「地口（しゃれ）」を見いだします。

作家の言葉遊びのような空間の操作は、展示室である「space」、美術館、そして市街地に重ねて投影されます。美術館から「space」までの道筋を注意深く歩くと、「ある」ことに気づくかもしれません。

現代美術館 サテライト会場「space」
(西三番町 18-20)

開館時間 午前10時～午後5時

休館日 月曜日(休日の場合はその翌日)

※8月1日、8日、15日は開館

観覧料 無料

おおいわ ゆうすけ
大岩 雄典

美術家。1993年埼玉県生まれ。「空間」というものを、単なる形態を越えて、ゲーム的可能性、他人との親近感、時間との共働、契約や欲望の関係、言葉の効力、歴史・フィクションといった、存在しうる多様な相の織り合わせととらえ、インスタレーション・アート（空間芸術）の形式を再解釈する。

7月10日(日)は現代美術館常設展示市民無料デー

マイナンバーカード、免許証など住所が確認できるものを受付に提示してください。

～市民無料デーに合わせて開催～

対話型鑑賞プログラム《げんびさんぽ》

げんびサポーターと一緒に、常設展示作品を鑑賞します。

とき 午前11時～正午 定員 10人※事前予約制・先着順

あなたの街の

法律相談

～第62回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**行方不明の相続人がいる場合の相続**」です。

問 まちづくり支援課 ☎51-6777

Q 3人兄弟で両親の遺産は時価600万円の土地です。売って処分したいと考えていますが、どうしたらよいですか。

A まず遺言書の有無を確認してください。遺言書があれば、その内容に従って土地を相続した人が売却することになります。遺言書がない場合、兄弟3人で遺産分割協議をしないと売却できません。兄

弟が協力できるなら、売却先を探しましょう。

Q 遺言書はなく、弟の1人が行方不明となっています。

A その弟の代わりとなる「不在者財産管理人」が必要になります。これは家庭裁判所に申立てるもので、時間と費用がかかります。不在者財産管理人の協力により、遺産分割協議ができて土地が600万円で売れた場合、その弟の持分である200万円(3分の1)は不在者財産管理人が保管することになります。行方不明から7年が経過していれば「失踪宣告」を利用することもできますが、こちら家庭裁判所に申立てるので、時間と費用がかかります。失踪宣告が認められるとその弟は死亡したものとみなされますが、弟に子があれば、結局その子が加わった遺産分割協議が必要になります。子がなければ、兄弟2人の遺産分割協議で土地を売却できます。

Q 他に方法はありますか。

A 令和5年4月から「所在等不明共有者持分の取得・譲渡」の制度が始まります。裁判所に申立てる必要があること、一定額を支払う(供託する)ことは変わりませんが、不在者財産管理人よりは低コストで土地の売却が可能になると見込まれます。ただし、相続から10年が経過していることが条件ですので、10年未満であれば不在者財産管理人が失踪宣告を利用するしかありません。

こうした事態を防ぐために、**行方不明の子がいる場合には、遺言書を作成しておくことをお勧めします。**

(文責 弁護士 十枝内 亘)
弁護士法人十枝内総合法律事務所
☎21-4005